

平成28年度 第2回図書館協議会 議事録

開催日：平成28年10月27日（木）

開催場所：彦根市立図書館第1集会室 午後2時00分から午後4時00分まで

出席委員： 森 将豪 委員 【彦根市社会教育委員】
宮嶋 泰子 委員 【ひこね児童図書研究グループ】
久木 春次 委員 【彦根市地域文庫連絡会】
安達 昇 委員 【彦根市PTA連絡協議会】
國松 完二 委員 【滋賀県立図書館】
山口 祥子 委員 【彦根の図書館を考える会】
木村 正彦 委員 【彦根史談会】

欠席委員： 矢守ひとみ 委員 【彦根市立若葉小学校】
森 貞以子 委員 【彦根市立彦根中学校】
平井 むつみ 委員 【滋賀文教短期大学】

教育委員会 山口教育部長、山縣教育部次長

事務局 神細工図書館長、谷村図書館次長、別符係長、吉原司書

事務局：ただ今より、第2回図書館協議会を開催します。本日、矢守委員、森（貞）委員、平井委員が欠席ですが、7名の出席により彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則第22条第2項により、会議が成立することを報告します。

事務局：会議に先立ち挨拶をお願いします。

教委：委員の皆さんには、先日開催しました彦根市立図書館創設100周年記念式典にご出席いただきありがとうございました。当日は、たくさんの方々に来場いただき、祝辞を賜り光栄に思っています。また、夢枕獏さんの講演では、自らの旅の経験や作家としての思いの一端を楽しく語っていただきました。図書館は100周年を迎え、今までの歩みを振り返り、先人の熱き思いに触れながら、新たな100年への出発（たびだち）とし、市民の皆様から愛される図書館としていきたいので、ご協力をお願いします。今まで5回にわたりご意見をいただきましたことを取りまとめて「彦根市図書館整備基本計画素案」（案）を作成しました。その概要を説明しますので忌憚のないご意見をお願いします。

事務局：彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則第22条第3項で、会議の議長は会長が務めることになっていることから、議事の進行をお願いします。

会長：議題1彦根市図書館整備基本計画素案（案）について事務局より説明をお願いします。

－ 事務局から彦根市図書館整備基本計画素案（案）について説明 －

会長：説明に対し、疑問に思われたこと、気付かれたこと、今までの協議会で議論されたことの繰り返しでもよいから意見ををお願いします。

副会長：定住自立圏構想の計画には、彦根市に拠点図書館を造るとありました。ソフト整備の連携で施設整備の想定がないが、それでよいのか。

事務局：協議会では、平成 25 年に出された報告書を基に協議を進めてきました。1 市 4 町で協力した取組には、ネットワークの構築、職員の交流、物流体制などがあり、拠点図書館の建設は、彦根市が整備を進めることになっています。

委員：4 町に負担を求めないのであれば、意識しなくてもよいということですね。

事務局：そういうことですが、定住自立圏構想の取組でもあり、素案（案）から除くことはできないので、素案（案）のようなかたちになりました。

委員：彦根市によい図書館ができると、4 町の図書館の邪魔にならないか。時代は変わっているのですが、どこまで拠点図書館の整備に固執するのか。中央館の場所は、JR 沿線としているが、琵琶湖寄りの場所に設ければ影響も少ないと思います。

副会長：4 町の圏域内住民がどこでも借りられるということになると一番影響を受ける図書館としては豊郷町立かも知れません。他の 3 町の図書館は、ある程度資料費を確保していますから影響は少ないと思います。また、施設利用の面からみると、愛荘町以外の 3 町の住民は活動センター的な面に期待を持たれることになると思います。

委員：豊郷町は小学校内にあり、アニメの世界では聖地で、記念碑的な建物になっていますが、利用者は少ないと思いました。

委員：協議会では延床面積を 5,000 m²としていたが、4,300 m²に変わっています。図書スペースを広くしなければ、現図書館と差程変わらない。また、市民交流の場の提供に集会室・研修室がなくなっています。近隣市町の中核となる図書館として利用団体が活動する場所の確保は必要です。計画にないのですか。

事務局：協議会では延床面積 5,000 m²でしたが、4,300 m²に変更しました。彦根市全体を見て、中央館と地域館（北部館・南部館・サテライト館）を計画しています。現図書館の開架室は、一般・児童開架併せて 700～800 m²で、それ程大きなスペースではありません。素案（案）では、開架は 100 冊/m²とし、おはなしの部屋なども入れて広い面積を取りました。集会室は、管理・運営スペースに含まれ、なくなった訳ではありません。

委員：この協議会でサテライト館は、初めて出た話であり説明をお願いします。

事務局：サテライト館は、南彦根駅西側に整備が計画されている（仮称）新市民体育センター内に、図書館機能を備えた施設としています。市の中央部にあって、子育て世代の利用が多いところであり、より多くの方が利用しやすい場所になると思われま。どれくらいの大きさになるかは、これから整備が進む中で変わります。親しみやすい本、施設を利用される方が好まれる本、地域の方が借りやすい本を揃えた図書館になります。

委員：協議会では、南部館の運営は、中央館と北部館の職員の応援がなければ回らない話でした。サテライト館が出来れば、さらに職員が必要になります。体育センターが必要なのはわかるが、別に中央館を建てればよい。なぜ、その場所に図書館的機能を持たせなければならないのですか。

会長：今まで、サテライト館の構想は無かった。どうして造ることになったのですか。

事務局：(仮称)新市民体育センターの整備が予定されている場所には、燦ばれすがあり、彦根市が所有する土地がありました。その燦ばれすにある図書室機能を引き継ぎ、施設を造る方針になりました。規模は大きくありませんが、サテライト館は必要です。中央部の図書館は、条件面で河瀬・亀山学区が適地としています。

委員：図書館は、南彦根駅周辺に出来ると思っていたが、新聞で(仮称)新市民体育センターに変わったのを知りました。サテライト館は何かと思いました。中央館は、河瀬・亀山地域辺りを予定されていますが、図書館がどこに行くのか心配です。

委員：サテライト館が唐突に出てきたので、取って着けたような印象であり、必要かと思いました。南部館は、いつになるかわからないので、小さな図書館をたくさん造って、ネットワーク化して本を回すのであれば、中央館を造った方がよい。

事務局：県内でも長浜市や東近江市は、分館を複数持ち、身近な地域の方々に利用され、人口1人当たりの貸出利用率を上げています。彦根は北部に1館のみであり、利用は増えると考えます。

委員：現在の燦ばれすで、本を貸出されていますか。

事務局：貸出をしています。

委員：図書館システムと接続しますか。

事務局：図書館と繋いで、貸出・返却・予約が行えるようにするか考えていきます。

委員：司書資格を持った職員が、常勤しなくてよいですか。

事務局：司書資格の職員が必要かは、今後検討していきます。

事務局：サテライト館には、地元の思いがあります。現図書館は北部に偏在し、南部の利用率が減少しています。全体にバランスの取れた配置計画が必要とされ、以前から中央館の整備の要望がありました。今回、(仮称)新市民体育センターの整備場所を検討する中で、南彦根駅の燦ばれす一帯が建設地に決まった。次の段階で2haの土地に燦ばれすを合築した整備となり、3.5haを有効利用することになりました。地元から図書館機能を持たせた整備の要望がありました。図書館の配置計画を考えたとき、城南学区の利用者数は多く、図書館を設けることで、市民1人当たりの貸出冊数を増やし、少なくとも県内平均に肩を並べるためのポイントになります。図書館サービスを行う地域館の中でも小規模ですが、将来の全域サービスを整備する基本的な考え方として、サテライト館を含めた4館体制を進めることになりました。

副会長：図書館用語としてサテライト館という言い方は認知された用語ではありませんが、本を持たない分館、予約の受渡しなどの業務に特化した施設と考えるのが普通です。

長浜では、公民館を再編成して活用しようとしていますし、野洲では、予約図書が受け取れて、貸出・返却もできる施設が駅前に作れないか検討中です。しっかりした分館を造るのであれば、サテライト館という呼び方は変えた方がよいと思います。

事務局：サテライト館は、南部館、北部館と同じように閲覧・貸出・返却機能を持ちますが、規模として、北部館、南部館よりずっと小規模な施設という位置づけで、名称も変えています。地域館によって、それぞれ規模も機能も違うと考えています。

会長：1市4町の拠点図書館として中央館を検討してきました。先にサテライト館ができれば、ますます中央館が先送りにならないか心配します。

委員：中央館の延床面積5,000㎡を4,300㎡に減らし、北部館、南部館3館を併せて全体で、5,000㎡を補う説明でした。以前に巡回市長室で市長から中央館と他の北部館・南部館の関係について、まずは、中央館を建て、北部館は修理して残すと言われました。南部館はそれからでした。中央館を全市的に利用しやすい場所に造れば、南部館の利用頻度は下がります。稲枝は、集落が点在していますが、本館が近くなれば行きやすくなります。それでも行けない場所に、たちばな号の巡回が考えられます。市全域の図書館機能を考えると、まず、1市4町の拠点館として相応しい建物と機能を持った中央館を建て、充分機能を果たしてから、利便性を図るため北部館・南部館を建てることを考えてはどうですか。

事務局：色々な地域から図書館建設の要望を受けています。中央館の建設もあれば、地域館もあります。総合的に判断して、サテライト館を含めた4館を提案しました。

事務局：2館だけでよいように聞き取れました。市全域サービスは、充足していないため整備基本計画素案（案）は、中央館から順に考える必要があります。市の財源や優先順位がありますが、市全域サービスを行うためには、地域館を持つ必要があります。南部館は開架に500㎡で5万冊を置きます。公共施設等総合管理計画では、新規投資をしないのが原則ですが、必要な場合は多機能化、合築、複合化した整備になります。北部館は、12万冊所蔵し、既存の設備を使用します。サテライト館の規模は記載していませんが、限定的な広さの中で、有効な配置を具現化できると考えています。本の貸出・返却を行います、本を持たないとは言っていません。

委員：今まで北部に偏在化しているため中央館を造り、南部館は貸し借りを重点にした構想でした。予定していた土地が使えなくなり、サテライト館を造ることになりました。心配は、先に建設されるので、サテライト館を要望する地域が他に申し出れば、それに応じて造るのか。あそこに造って、こっちに造らないのかの意見が出ると収拾がつかなくなります。中央館を置き、北部館を改修してから南部館を考える話でしたが、サテライト館が出来ると変わります。

事務局：市域全体のバランスを考えた長期的なビジョンです。

委員：他の地域から、開架室に本を置くが、書庫を持たないサテライト館の設置の声が挙がった時、図書館は分散され、中央館の建設の整合性はどうなりますか。

委員：中央館は、人口が多い城南学区のある南彦根駅周辺が望ましい。保護者としては、ビバシティに買い物に行ったついでに、本が借りられると便利と思います。ビバシティ内の空き用地か、その前の百貨卸が、土地の処分を行っていると聞いています。人口分布からも中央館は南彦根駅に造った方がよい。そうすれば、南部館を造る理由になると思います。どこにでもサテライト館を造るものではない。

会長：中央館の整備場所は、河瀬・亀山学区が望ましいとされていますが、予定している土地があるのですか。

事務局：予定している土地はない。

会長：土地が決まらなければ、何も決まらない。

事務局：ある程度絞り込んでいるから、次の段階で適地を探せばよい。

委員：湖東定住自立圏（報告書）には、空白地域を無くすとしていました。そう考えると本の貸し借りができるサテライト館は、人口重心から見て、北部にあってもよいと思います。中央館を南の外れに置くことは論外ですが、多少の位置のずれは、自由な裁量を持ってすれば、河瀬・亀山学区でもよいと思います。

会長：サテライト館を造るにしても拠点図書館が大事です。拠点図書館があって、サテライト館を造る手順ですか。

副会長：もともと全体計画にサテライト館を造る話はなかった。（仮称）新市民体育センター内に建てるサテライト館の名称に対して違和感があります。

委員：もともと南彦根駅にある燦ばれす一帯の場所に図書館を整備する話がありましたが、国体に合わせて（仮称）新市民体育センターの建設が決まり、変更された経緯は推測しました。公民館に図書室を設けているところもあります。それも図書館機能を持った分館が枝分かれて建てられたものであって、基本は中央館です。

事務局：素案(案)に対する意見を聞いて、表現を変えた方がよいところは直します。

委員：図書に親しむ老若男女が集える場所として公民館の図書室と同じ図書の受け渡しができるものが、（仮称）新市民体育センター内に増えたと考えればよい。将来、公民館にも使える可能性を残しておけば問題ない。

事務局：大津市の南郷図書館は、設管条例のない公民館図書館です。サテライト館も同様の機能として位置づけます。広さは限定されますが、基本的な図書サービスを提供したいと思っています。

副会長：先に建設されるサテライト館は区別して考える必要があると思います。素案（案）のまま、地域館として図書館の連携・協力体制に組み込むのはよくない。教育委員会の所管でないのならなおさらです。整備基本計画素案(案)にサテライト館のことを記載する必要があるのですか。

事務局：現在、市民体育センターは教育部、燦ばれすは産業部の所管です。新しい公共施設整備のあり方の中で整理します。今後、設管条例で図書館として整備するのか、運営について協議する必要があります。

委員：図書館の基本方針は、図書館法及び文部科学省が平成 24 年に出した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づいて作成されていますか。

事務局：現在の図書館の課題に対する方針と今まで持ち続けている伝統的な機能を踏まえて、これからも残していくもの、変えていくものとして作成しました。

副会長：新しい図書館のあり方について、図書館法の下で「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」ができ、指針が出されました。情報化を進めているところもあり、それぞれ、図書館によってどのようなサービスに重点を置いたものに仕上げるか、違いが出てきます。整備基本計画素案(案)の中では、100 年の歴史と資料の蓄積があるから、それをベースに考えられていると思います。図書館の基本的な機能についても触れられており、特段外れたことが述べられているわけではありません。

会長：先日、「ひまわり号から 50 年、日本の図書館の状況は？（編集・発行：滋賀の図書館を考える会）」を配布しました。基本を大切にしたい図書館づくりには、滋賀県は日本一の図書館県と言われ、その基礎を作られたのが前川前県立図書館長でした。目指された基本から外れないように、新しい図書館づくりに努めていきたいのでもよろしくお願いいたします。それでは、議論も出尽くしましたので、次の議題に移ります。

事務局：彦根市と 4 町の職員及び協議会委員合同で 8 月 23 日に京都の福知山市立図書館中央館と綾部市図書館に先進地視察に行きましたので報告します。1 市 4 町の図書館が参考になるように大・小規模に応じた図書館を見学しました。

今回、素案（案）について議論していただきました。本日の会議では、サテライト館を中心に話し合われましたが、中央館や地域館についても意見をお伺いしたい。

次回は 11 月 15 日（火）午後 2 時からを予定していますので出席をお願いします。

会長：以上をもちまして、平成 28 年度第 2 回図書館協議会を終了します。委員の皆様、ご苦労様でした。